

平成 29 年 11 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 29 年 11 月 28 日 (火) 開会 17 時 00 分
閉会 19 時 00 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
梅田 智行 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育政策課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
亀川 義徳 社会教育課参事
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 0 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 平成 29 年度一般会計補正予算案 (第 4 号) について【議第 37 号】
第 3 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について【議第 38 号】
第 4 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第 39 号】
第 5 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について【議第 40 号】
第 6 審査請求に係る形式審査等について【議第 41 号】 ※非公開

そ の 他 (1) 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」の構成について
(2) 住宅宿泊事業法第 18 号に基づく実施の制限に関する条例に係る区域及び期間について
(3) 別府市立山の手・浜脇統合中学校 (仮称) について (経過報告) ※非公開
(4) 12 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 29 年 11 月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は福島委員さんをお願いします。

本日の議事のうち、議事日程第 6、議第 41 号 審査請求に係る形式審査等について、及びその他（3）別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について（経過報告）につきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。議第 41 号、及びその他（3）を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

◎ 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 4 号）について

寺岡教育長 それでは議事日程第 2、議第 37 号 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 4 号）についてです。この件につきまして、説明をお願いします。

学校教育課長 よろしくお願ひいたします。議第 37 号 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 4 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものでございます。

2 ページをご覧ください。今回、補正予算を計上したいと考えております平成 29 年度第 4 回別府市議会定例会の補正予算案でございます。歳出項目の中で（款）教育費、（項）小学校費、中学校費それぞれでございます。教育振興費として、小学校は補正額を 874 万 4 千円、中学校が 903 万円補正をかけております。説明の項目をご覧ください。理由ですけれども、就学援助奨励に要する経費ということで、就学援助費に関わる補正予算となります。国の予算単価が増額改定され、また平成 30 年度新入学児童に対する支給を平成 29 年度内に行うためでございます。特にこれまでの議会の中で、度々取り上げられておりました新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金と言われているものでございます。これを、これまでは年度が明けて申請していただいて、支給が 7 月頃になっておりました。この点について各方面からご指摘いただいて、入学する前の 3 月に支給できないかということでございました。本来であれば年度当初予算から始めるとちょうどキリがいいんですけども、平成 30 年度に入学する

児童生徒が、この3月に支給されるようにするために、補正予算を組む
ものがございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より、平成29年度一般会計補正予算案（第4号）
につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、
何かございますでしょうか。

高橋委員 入学前に支給されるというのは大変いいことだと思いますけども、小学
校中学校ともに、私立幼稚園や私学のほうからの新入学者がいらっしゃ
るわけですが、そういうことで事務的に大変になるのではないかと
思うんですね、この3月に間に合わせようと思うと。その辺の対応の仕
方というのはもうお考えになっていらっしゃるでしょうか。

学校教育課長 正にご指摘いただいたとおりです。課題が2点あります。1点は、事務
手続き上、短期間で行わなければならない、それをどうクリアしていく
か。2点目は、転出入を含めて子どもの異動があったときに、3月支給
して4月入学しないで引っ越したという子どもが出たときにどうするか
という問題です。まず事務スケジュールの厳しさについては、今、学校
支援センター、各学校の事務職員と協議を重ねておりまして、学校支援
センター事務職員の協力を得られる方向で、学校教育課が一手に引き受
けるのではなくて、スピード感を持ってやるために、仕事を分担しなが
ら協力し合おうということで、具体的な事務手続きを詰めているところ
でございます。それから転出入に関しては、今後もう少し協議をして、
例えば返還していただくのか、差し上げてしまうのか、その辺について
はもう少し詰める必要があると考えております。

教育参事 付け加えてですが、小学校から中学校に入学する生徒については、おお
よその把握ができるわけですが、一番はやはり小学校に入学する部分が
ちょっと手間取るかなということで、中学校部分だけやろうという計画
もあったのですが、ちょっと事務が煩雑になってくるのかなという部分
も協力をして進めていこうという考えでございます。

明石委員 これはあくまでも請求があってはじめて支給するんですよね。

学校教育課長 はい、そうです。

明石委員 そしたら転出する人はカットになりますよね。

教育参事 時期の問題ですね。小学校の場合は、早いうちに入学という確定をしな
いと出せない部分がございますので、それが年内なのか1月の初めなの
か、その辺でまた転居が決まっていればいいんですけど。

明石委員 大変ですね、3月に支給するのは。

学校教育課長 教育参事が言いましたけど、中学校の入学生は小学校で大体把握できる
んですけど、小学校1年生の場合は、住民基本台帳に基づいて、まず学

年齢簿というのができます。この年齢簿に基づいて入学通知書を発行しますが、それが1月の初旬です。ですからそのタイミングが一挙に3月支給までにやりあげないといけないので、事務スケジュール的には、今年度はちょっと厳しいです。来年度以降は今年度のノウハウを活かして、少し早め早めで、秋口にご案内を配るとかですね、いろいろな方法を考えていきたいと思えます。今の見積りですと、平成29年度は中学校が175人、30年度は176人程度を見込んでおります。

寺岡教育長 よろしゅうございますか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第37号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第37号は同意することに決定いたしました。

◎ 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について（関係部分）

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第38号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育政策課長 3ページをお開きください。特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。教育委員会関係では教育長の期末手当に関するものでございます。提案理由は、特別職の常勤職員等に支給する期末手当の額を改定することに伴い、条例を改正しようとするものであります。
7ページの新旧対照表をご覧ください。下線を引いている部分になりますが、今年の12月1日からこの期末手当の改定を適用するもので、12月に支給する期末手当を100分の170から100分の175に改定します。続いて8ページをご覧ください。来年4月1日からは、6月支給分の100分の155を100分の157.5へ、また7ページの第5条関係で改定した12月支給分の100分の175を再度100分の172.5へ改定するものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より、特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正（関係部分）について説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 この100分の175というのは、いくらぐらいになるんですか。

教育政策課長 12月分の教育長の増減額で、46,480円です。

福島委員 上がるんですか。

教育政策課長 はい。

教育参事 基本的に人事院勧告に則っております。

寺岡教育長 よろしゅうございますか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 38 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 38 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 4、議第 39 号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものです。資料は 10 ページでございます。提案理由としましては、実相寺多目的グラウンドの開場時間を変更すること及び使用料を設定すること並びに弓道場及び実相寺サッカー競技場管理棟の開館時間を変更することに伴い、条例を改正しようとするものです。

12 ページに新旧対照表がございますのでご覧ください。右側が旧、左側が新の条例となります。アンダーラインを引いているところが変わったところです。第 2 条、施設の名称及び位置のところでは「実相寺多目的グラウンド」を「実相寺多目的グラウンド」、そして、弓道場の開館時間又は開場時間を「午前 9 時から午後 9 時まで」を「午前 9 時から午後 10 時まで」、そして、実相寺サッカー競技場管理棟の開館時間又は開場時間を「午前 8 時 30 分から午後 7 時まで」を「4 月から 9 月までの期間は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、10 月から翌年 3 月までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで」、実相寺多目的グラウンドは「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 10 時まで」に変更します。そして、新たに（その 17）の表を実相寺多目的グラウンド使用料として、天然芝部分を、一般は全面 1 時間につき 3,140 円、半面 1 時間につき 1,570 円、高校生は全面 1 時間につき 2,355 円、半面 1 時間につき 1,177 円、小学生・中学生は全面 1 時間につき 1,570 円、半面 1 時間につき 785 円、照明設備は、全面全灯 1 時間につき 1,620 円、全面半灯 1 時間につき 810 円、半面全灯 1 時間につき 810 円、半面半灯 1 時間につき 405 円といたします。

備考として、1. 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合は、1日につき1人当たりの最高入場料金の100倍に相当する金額を使用料に加算する。2. 使用単位が「1時間」であるものに係る使用の時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。3. 使用料及び加算金には、消費税及び地方消費税を含む。4. 算出した使用料及び加算金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以上、提案いたします。

寺岡教育長 ただいまスポーツ健康課長より、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

明石委員 これは照明の時間当たりの金額を書いていますけど、実際はどのくらいかかるんですか？実際の料金は。

スポーツ健康課長 今回の電気はLEDを付けておまして、実際の料金としては若干安くなっております。1,436円となっております。他に照明を使っているところがありまして、別府中央小学校と青山中学校と浜脇中学校、これに合わせさせていただいております。

高橋委員 多目的グラウンドですから、極端な話、使用者がどういうふうな利用の仕方をしてもらいたい。例えば、児童生徒が遠足で来た場合、スポーツをしない遠足の場合、これは学校行事なんですけど、やはり同じなんですか。

スポーツ健康課長 学校行事で使う場合、遠足もそうですけど、今までと同じ無料開放します。もちろん申請をしていただいております。ただ、ないとは思いますが、ナイターを使った場合には照明料をいただきたいと。

高橋委員 それと、例えばラグビースクールのような定期的に毎週毎週という利用の仕方をしてもらうと思うんですけど、そういう場合は、減額とか割引とかいうことをお考えになっていらっしゃるんですか。

スポーツ健康課長 体育施設の場合は、減額は考えておりません。練習に使う分については減額はあります。

寺岡教育長 その他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第39は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第39は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第40号 別府市立幼稚園管理規則の一部改正についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

学校教育課長 では資料の14ページをご覧ください。別府市立幼稚園管理規則の一部改正について、別府市教育委員会委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。15ページをご覧ください。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する支給認定証、これがキーワードになります、この支給認定証については、保護者からの申請があった場合のみ交付するとされたことに伴い、規則を改めようとするものでございます。

非常に複雑な説明になります。まず17ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案でございます。まず、入園手続に関する第6条です。今まで「幼稚園に入園しようとする者の保護者は、入園願書を次に定める期間に当該幼稚園を経て教育委員会に提出しなければならない。この場合において、保護者は、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定する支給認定証を提示しなければならない」となっております。つまり幼稚園に入ろうとする方は、願書と支給認定証というものを提出しないと行けないとなっております。これが改正案では、3行は同じで、まず願書です。「この場合において」の後が変わりました。「保護者は、教育委員会が求めるときは、支給認定証等」、下線部分を飛ばしまして、「を提示しなければならない。」、教育委員会が求めたときは提示してください、というふうに変わりました。なぜこのように変わったか、またこの意味はどういうことかと申し上げます。この支給認定証というのは、子ども・子育て支援制度によって、子どもたちは1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子ども、というふうに区分されます。幼稚園に通う子どもたちは1号認定になります。認定子ども園の幼稚園部分に通う子どもたちも1号認定になります。保育所や保育施設や小規模事業所、あるいは認定子ども園に預かる子どもは、年齢等によって2号認定、3号認定になりますので、幼稚園の子どもたちは1号認定とご理解いただければと思います。その1号認定、2号認定、3号認定の認定がなぜ必要かといいますと、新制度になりまして、国からの施設型給付という給付金が支給されます。この証明ともなるわけです。各幼稚園はこれを証拠として給付を受けるわけです。これまでは、願書と支給認定申請書というものを、保護者がまず幼稚園に提出していました。別府市の例でいいますと、別府市立幼稚園に出します。そうすると、この申請書に基づいて、支給認定しますよというのを教育委員会が保護者に渡します。それと同時に、支給認定が決定しましたよという通知もお渡しします。でもその通知は、回り回って幼稚園から結局教育委員会に戻ってくるわけですね。こういう仕組みが、全国で煩雑ではないかということがあって、今までは保護者から申請、要望があろうがなかろうが、とにかく必ず発給しておりました。別府市の場合は別府市が出したものが

別府市に返ってくるという部分になります。でも、なぜこういう複雑なルールがあるかといいますと、例えばお隣の由布市は、由布市に住民票がある方ではなくても、入園を許可しています。別府市は、基本的には別府市に住民票がある方を受け入れています。そうすると別府市が発行したものが別府市に戻ってきますが、由布市の場合は、例えば別府市の子どもが来たときに、支給認定証は住民票がある市町村が出しますので、由布市は分かりません、この子が何号認定かということが。そこで、由布市にしてみれば別府の子どもが来たので、保護者に対して支給認定証をもらってきてくださいと教育委員会が求めるわけですね。そうすると保護者の方は別府市に支給認定証を出してくださいとなって、別府市が認定証を出して決定通知書を出してこれを持って行ってくださいとなり、保護者はそれをもらって由布市に提出する。こういう仕組みになっています。まあ必要な制度ではあったのです。そこで、最初にありましたように、教育委員会が求めたときは、というふうになって、別府市のようなところはもう出さなくてよいというような簡便化するためのルールになったということでございます。

もう一度、新旧対照表にお戻りください。第6条の2項になりますけども、アンダーラインのところです。左側の現行案では、同条第4項の規定による支給認定証の交付を受ける間も手続きをしてもよいですよということでした。改正案ではその部分については、同条第4項前段の規定による通知を受けるまでの間も、証書がなくても通知があった時点で手続きをしてもよいですよということで、ここはあまり大差はないんですけど、2つ目のアンダーラインです。左側の現行案では、支給認定証の交付を受けたときは速やかに当該支給認定証を教育委員会に提示しなければならぬ、となっていますが、ここの部分が先程の趣旨と同じように、当該通知を受けた後、教育委員会が求めるときは、速やかに当該通知に係る支給認定証を出さなければならぬとなって、教育委員会が求めなければ出さなくてもよいということになりました。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より、別府市立幼稚園管理規則の一部改正について説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何がございますでしょうか。

福島委員 少しずつ簡便になりつつあるんですね。

学校教育課長 そういうことですね。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第40号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

◎ その他（１）

【概要】 ※教育政策課長より、平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について説明した。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より、平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」の構成、レイアウトについての説明がありました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 市長公約の総合教育会議、これを 29 年度は何回やったんですか。

教育政策課長 29 年度は 1 回、先般行った分です。

福島委員 あときは、確かな学力の定着に向けてということは議題になりましたから、これに入っていますね。公約は何と何でしたかね。

教育政策課長 29 年度の内容ですが、市長の公約でいきますと、6 番目、8 番目、9 番目、12 番目、13 番目、14 番目になります。

福島委員 じゃあ全部入っているんですね。

教育政策課長 また表現等は次回皆さんに意見をいただきますので、今日はこういったレイアウトでよろしいかどうかご判断いただきたいと思います。

福島委員 教育長イコール管理職は同じなんですよね、考え方は。要するに、市長公約と総合教育会議の項目は入っているわけですよね。その他は教育長の考えていることと私たちが考えていることと一緒にいいんですよね。

寺岡教育長 裏に「主な取組とその指標」ということで、その中に公約も含め、そして教育参事、課長、参事とか指導主事、社会教育主事とかいろんな人が入って、これが指標になっています。

福島委員 それがすべて網羅されているということでしょ。

寺岡教育長 はい。では来年度の教育行政基本方針の構成については、こういうような形でよろしいでしょうか。新学習指導要領、これにつきましては、来年度から道徳が完全に実施ですし、外国語が小学校 3 年生から入ってくるということで、非常に大きな教育改革に今から入ってきます。来年度は中学校の道徳が採択ということで、全国が大きく変わってくるという傾向です。よろしゅうございますか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（２）

【概要】 ※教育政策課長より、住宅宿泊事業第 18 条に基づく実施の制限に関する条例に係る区域及び期間についての概要を説明し、大分県の条例制定にあたりその必要性の判断の参考とするため求められた別府市教育委員会の回答案を説明した。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がありました。住宅宿泊事業法に関する件でございます。委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 この回答案の「幼稚園、小学校及び中学校の概ね 100 メートル以内」の「概ね」はいるんですか。

教育政策課長補佐 旅館業法の表現に合わせています。

明石委員 旅館は厳しい施設基準があるから、民泊の施設基準はそうないんでしょう。むしろそれが問題だから、やっぱり旅館よりも厳しくすることがいいんじゃないですか。

教育政策課長 通常であれば、個人のお家で空き部屋があるから泊めたいということであれば、そんなに環境悪化にはならないとは思いますが、大規模な、何世帯も同時に大勢の方が泊まるということになれば、通学路上にそういったことがあれば子どもたちに影響がもしかしたらあるかもしれませんが、それを基本的にはダメよ、ということではできないらしいのですが、事前に教えていただければ、その間は子どもたちを誘導するとか、保護者が付き添うとかそういった何らかの対策ができますので、そういった意味合いで周知義務といいますが、事前に情報をご提供いただきたいということです。他の部署からどういったことが出るかわかりませんが、それを踏まえて県がどういった判断をするかということが読めませんが、教育委員会としてはこういったことを県のほうに回答を出したいと思っております。

明石委員 罰則はあるんですか。

教育政策課長 今から県が作る条例です。

明石委員 罰則がない条例なら、あまり意味がないかもしれないね。いろいろ今問題が起きていますからね。よく考えないと。

教育政策課長 まだ法律が間に合っていない部分がありますので。隠れてしたりとか、よくニュースになっていますしね。

福島委員 ゲストハウスと言ったらみんな民泊ですね。だからゲストハウスをやりたい人がものすごく増えてくると思います。ネットですぐ予約できるじゃないですか。ものすごく取りやすいんです。安いし。

明石委員 運営が変な人だったら、返って悪印象を与える可能性があるからね、せっかく来てもらっても。悪徳業者じゃないにしても。

高橋委員 個人宅の民泊も怖いと思います。

明石委員 いろいろ起きなければいいけどね。

高橋委員 教育委員会としての回答は、やはり子どもたちの安全と防犯でしょうからね。

明石委員 これによってPTAとか保護者の負担が増えることがあったらいけないよね。

寺岡教育長 では大分県の条例制定にあたっての別府市教育委員会の回答はこれでよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（４）

【概要】 ※平成29年12月定例教育委員会の開催日程について、平成29年12月20日（水）16：30より開催することが決まった。

◎ その他（３）

寺岡教育長 それではここからは非公開の議案となりますので、傍聴及び報道の方は申し訳ございませんがご退席をお願いいたします。
それでは、その他（３）別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 審査請求に係る形式審査等について

寺岡教育長 それでは議事日程第6、議第41号 審査請求に係る形式審査等を行います。これにつきましては、関係者以外のご退席をお願いいたします。

※関係職員以外退席

以下非公開

◎ 閉会

福島教育長職務代理者 以上で本日の審議は終了いたしました。これを持ちまして、平成29年11月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

-
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。